
第 5 章

都市づくりの推進に向けて

01 都市づくりの進め方

1 都市計画の決定・変更

個別の都市計画に基づく開発・建築の規制・誘導や都市計画事業の実施に向けて、地域地区や都市施設等の具体的な都市計画の決定・変更を行います。

一方で、都市計画決定以降、長期未着手となっているものなどについては、社会環境の変化に応じ、必要性や実現性等を踏まえた上で、都市計画の見直しも視野に入れた検討を行います。

2 都市計画における各種制度の活用

開発許可制度、地区計画などの都市計画における各種制度を活用し、土地利用や建築物等の立地を適切に誘導します。

また、市民等がより主体的に都市づくりに関わっていくことを可能とする制度の周知・啓発に努め、市民等の発意による都市づくりを促進します。

3 立地適正化計画の推進

居住や都市機能の誘導の方針を定めた高槻市立地適正化計画の周知や届出制度の適切な運用を通じて、それぞれの地域や拠点における人口密度の維持や各地域の特性にあった都市機能の誘導を図り、コンパクトな都市づくりを推進します。

4 効率的かつ実効性のある事業の推進

事業の推進に当たっては、限られた財源の中で、費用対効果や緊急性等を考慮しながら優先度を検討するとともに、国や大阪府等の各種支援策を活用しながら財源の確保に努め、効率的かつ実効性のある事業手法の選択や制度活用を図ります。

また、民間事業者等が持つ資本やノウハウなど、民間活力の積極的な導入による事業の推進に努めます。

5 協働のまちづくりの推進

多様化・複雑化する都市が抱える問題に適切に応えていくため、行政主導だけではなく、都市づくりに関わる多様な主体が協働できる仕組みづくりを進め、まちづくりに関する情報の提供や活動の支援など、協働のまちづくりを推進します。

6 取組体制の充実

都市計画マスタープランで示される内容は、防災、産業・観光、環境、医療、福祉、教育など広範な分野との連携が求められることから、都市づくりに関する情報を関係部局と共有し、連携を積極的に図るなど、庁内の分野横断的な体制づくりを図ります。

また、事業を進めていく上では、国・大阪府・関係機関との連携・調整も不可欠なことから、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）をはじめとした上位計画等との整合を図るとともに、広域的な視点からの連携強化を推進します。

02 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、おおむね20年の長期的視点に立った都市づくりを展望したものとなっていますが、10年間の対象期間内においては、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）をはじめとした上位計画等の見直しのほか、急速に進む技術革新や市民ニーズの多様化など、社会環境の変化に柔軟に対応していかなければなりません。そのため、これらの状況を的確に把握しながら、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを検討します。

また、中間時期となるおおむね5年後には、都市計画マスタープランに基づいた都市づくりの総合的な評価を行います。

第 1 章
都市計画マスタープラン
について

第 2 章
めざす都市像

第 3 章
全体構想

第 4 章
地域別構想

第 5 章
都市づくりの推進
に向けて

参考資料